

窓口業務改革に関する実務検討会開催要綱

1 目的

人口減少など社会構造の変化が進展するなか、引き続き効率的・効果的に窓口業務を行うため、窓口関連業務に関する実務上の課題やあり方を検討する。

また、平成 30 年 4 月 1 日に地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）の一部が施行され、窓口関連業務を行う申請等関係事務処理法人の設立が可能となったこと等も踏まえ、実務上の課題や必要な事項を整理・検討する。

2 名称

本検討会は、「窓口業務改革に関する実務検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

3 内容

次の事項を内容とする。

- ・ 窓口業務改革に向けた具体的なプロセスの検討
- ・ 窓口関連業務の民間委託や申請等関係事務処理法人設立に当たっての課題や論点整理、マニュアル等の作成

4 構成

検討会は、別紙の者が参画する。

5 座長

- (1) 検討会に、座長を置く。
- (2) 座長は、総務省自治行政局行政経営支援室長とする。
- (3) 座長は、会務を総理する。

6 議事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に検討会への出席を求めらるなどにより、その意見を聴くことができる。
- (3) 議事要旨のみ公表する。

7 雑則

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治行政局行政経営支援室において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。